平成２９年（フ）第２８０号
北海道旭川市神居１条12丁目１番19号　ハミング神居201号
債務者　入江伊津子（旧姓山）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９１号
北海道旭川市豊岡12条５丁目３番20号
債務者　関野由美子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９３号
北海道富良野市山部中町４番23号
債務者　荒田　康裕
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５２５８号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目３番９号　サンタウンあきパート２　302号室、前住所堺市北区新金岡町１丁２番20―209号
債務者　大江　康幸
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２８１号
大阪府東大阪市寿町３丁目２－８　ミッドバリー102号室、住民票上の住所兵庫県伊丹市荻野８丁目８番地　ドミール荻野207号
債務者　末次　　祥
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３７４号
大阪府東大阪市池之端町６番36号　定井文化５号、前住所大阪府東大阪市日下町４丁目３番15―303号
債務者　戸田　明浩
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４１３号
大阪府門真市新橋町15番１号　シャトーサンフラワー　502号
債務者　渡邉　　光
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４７３号
大阪市西成区千本南２丁目７番15号　ＭＴハイツ玉出　301
債務者　山森　剛一
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５３５号
大阪府豊中市庄内幸町４丁目27番18号
債務者　松尾　典子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２４号
愛知県豊川市川花町２丁目29番地　エクセルＢ棟202号
債務者　佐藤　正敏
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５１５号
栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽2034番地　赤羽団地29号
債務者　長部　拓郎
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５２０号
栃木県宇都宮市上桑島町2076番地２
債務者　福島　桐子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２０号
愛知県豊川市千両町上ノ山５番地の８　千両住宅Ｂ棟103号
債務者　久我　和代
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２２５号
愛知県豊橋市中野町字平北28番地２（１―302）
債務者　豊川由紀子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部